

## 【排水設備工事の申し込みから使用開始まで】

- 排水設備工事の申し込みから下水道の使用開始までは、下記の流れとなります。

### (1) 指定工事店の選定、排水設備工事の申し込み

- 指定工事店の数社から見積もりをとられて、依頼する工事店を選定し、排水設備工事を申し込みしてください。

### (2) 排水設備工事確認申請書の提出

- 依頼を受けた指定工事店が、確認申請書に工事の設計図面を添付して、下水道課へ申請します。  
(※あらかじめ、市の確認を受けたものでなければ、工事着手できません。)

### (3) 審査及び工事許可

- 提出のあった確認申請書および設計図面を審査し、問題がなければ工事着手を許可します。

### (4) 工事着手



### (5) 工事完了届の提出

- 工事が完了したら、指定工事店が工事完了届を下水道課へ提出します。

### (6) 完了検査

- 工事完了届の提出後、下水道課の担当職員が現地へ赴き、指定工事店の担当者立会いのもと、申請のとおり適正に工事されたか検査を行います。
- 検査に合格した場合は、検査済証が交付されます。

### (7) 下水道の使用開始



排水設備に関する問い合わせ  
日南市役所 下水道課 工務係  
☎0987-23-9977